

**募集期間を延長します！**

※延長の条件あり

新たなビジネスモデル・経営革新チャレンジ支援補助金

# 企画提案募集

**募集期間 令和2年9月1日～10月30日** 1次締切（審査決定11月中旬）  
**11月30日** 2次締切（審査決定12月中旬）

！11月16日（月）までに、西東京創業支援・経営革新相談センター（西東京商工会）へ相談を開始していることが条件になります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者の事業継続や地域経済の活性化につなげることを目的として実施します

10月23日版

市内事業者がグループで取り組む「感染症防止対策」及び「販路拡大等」を支援します

対象事業者  
★1

市内に事業所がある法人または個人事業者で、**3者以上**の事業者を中心に構成するグループ

！単独事業者は対象となりません。

※個人事業者については税務署に開業届を提出している者（今後創業予定の者も可）

対象事業  
★2

次の①及び②の要件を満たしている事業 ※別紙に事業例を掲載しているのでご確認ください

- ①「感染症防止対策」を実施していること
- ②「販路拡大・新サービス展開等のビジネスモデル」事業であること

！どちらか一方だけでは対象外です。

補助率  
(限度額)

補助対象経費の10分の9（上限100万円）

※1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て

申請書類

- ◆ 企画提案参加申込書
  - ・ グループ名簿
  - ・ 事業企画書
  - ・ 収支予算書
  - ・ 実施計画書
- ◆ 見積書などの積算根拠資料 など

※ 企画提案参加申込書等は、ホームページもしくは産業振興課の窓口で入手できます。

補助対象  
経費  
★3

- ◆ 設備、機器等の購入または改修に要する経費（諸条件あり）
- ◆ 宣伝広告費等の外注委託に要する経費
- ◆ 提案事業の取組みを実施するために新たに雇用する人件費の一部
- ◆ 消耗品費 など

※ 対象経費については裏面にも記載があります。ご不明点はお問合せください。

事業期間

交付決定の日から令和3年1月31日、又は申請者が定める日のいずれか早い日まで  
※ただし、令和2年4月7日以降で交付決定前に実施した事業についても、適正と認められる場合には遡って補助金の対象となる場合があります。

※ ★1～3については、別紙に詳細を記載しているのでご確認ください。

問合せ先 西東京市産業振興課 042-420-2819

★1  
対象事業者

補助金を受けることのできる者は、次の要件を全て満たす者とする

- (1) 西東京市内に本店若しくは主たる事業所又は支店若しくは従たる事務所を有する法人又は税務署に開業届を提出して市内で営業している個人事業者。  
(創業予定の者は、交付申請を行うまでの間に新たに法人を設立する、又は開業届を提出する場合は可。)
- (2) 市税を滞納していない者

★2  
対象事業  
・  
対象外事業

補助金の対象は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者の事業継続や、地域経済の活性化につなげるため、市内に事業所を有する3者以上で構成された事業者が、グループごとに連携して取り組む「新しい生活様式」に対応した「感染症防止対策」及び「販路拡大・新サービス展開等のビジネスモデル」で、複数事業者への波及効果が見込まれる事業とする。

以上に該当する事業であっても、次のいずれかに該当するものは補助対象としない

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながる恐れのある事業
- (2) 特定の政治、宗教、選挙活動を目的とする事業
- (3) 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (4) 補助金の交付の対象となる経費に対して、重複して国、都、市町村等の他の補助金等の交付を受ける見込みのある事業
- (5) 交付決定前に既に実施している事業。ただし、既に実施している感染防止対策事業や既に実施している事業を他の事業者と連携して拡充等するための事業についてはこの限りではない。
- (6) 同一の事業者が3以上のグループに参加すること

★3  
補助対象  
経費

補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費として事業期間内に発生する経費であって、以下に該当するものとする

- (1) 設備、機器等（耐用年数1年以上又は1件100千円以上のものに限る。）の購入（設置含む）又は改修に要する経費
- (2) 報償費（外部講師への謝礼など）
- (3) 外注委託に要する経費
- (4) 賃借料（資材、機器等の使用又は借上げに要する経費）
- (5) 消耗品費（耐用年数1年未満かつ1件100千円未満のものに限る。）
- (6) 宣伝広告費
- (7) 当該事業目的のために新たに雇用する者の賃金（総事業費の3割以内）

※他、対象になる経費についてはお問い合わせください。

審査基準

以下の基準をもとに、「西東京市新たなビジネスモデル・経営革新チャレンジ支援補助事業選定委員会」において審査が行われます。

- ◆ 安全性・・・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組みであるか
- ◆ 汎用性・・・他の事業者のビジネスモデルとなるような取組みであるか
- ◆ 新規性・・・新たな取組みやサービスとして認められる取組みであるか
- ◆ 継続性・・・補助事業終了後においても継続できる取組みであるか
- ◆ 地元性・・・地域課題の解決につながる取組みであるか

## 補助対象事業例

- 例1. 飲食店がテイクアウトなどの業態転換を図るために、新たな商品開発やリサイクル可能な容器などを導入・開発し、感染症防止対策と環境に配慮したビジネスモデルとして販路拡大を目指す取組み
- 例2. 在宅勤務が推進される中で、通信環境を整えて店舗内にコワーキングスペースを設置し、集客につなげる取組み
- 例3. 飲食店等がタクシー事業者と連携して地域での宅配サービスを開始する取組み
- 例4. 学習塾や教室事業（ヨガ、料理、小物作成）などで、オンラインによる配信授業を開始する取組み
- 例5. キャッシュレス化の導入を目指す取組み
- 例6. タクシー事業者が宅配サービスを実施するために、車内に保冷・保温設備を導入する取組み

## 注意事項

- ◆ 補助事業の内容及び経費等を変更する際は、事前の承認が必要です。
- ◆ 補助金の支払いは、原則提案事項の取組みを実施後の実績報告をもって行います。
- ◆ 補助金の概算払い（先払い）については、交付決定額の2分の1を超えない額までとなります。概算払いを希望する場合は、交付申請書提出時に理由書を添えて提出してください。
- ◆ 以下の経費は補助対象外となりますのでご注意ください。
  - × 汎用性の高い商品の購入（本事業のために専用で使用することが明確に証明できないもの）
  - × 商品券等のプレミアム経費、値引き分の経費
  - × 建築確認が必要となる店舗改装
  - × 役員の報酬や従業員の人件費（ただし、提案事業の取組みを実施するために新たに雇用する従業員等は、人件費の上限額まで対象。）

## よくあるご質問

- Q 既に取組みを実施した感染防止対策は対象になりますか？  
A 感染防止対策は、既に実施している事業者を踏まえ、令和2年4月以降の取組みを対象とします。ただし、「販路拡大・新サービス展開等のビジネスモデル」に関する新たな提案も必要となります。
- Q 補助金を使って新規で創業を行っても良いですか？  
A 審査決定通知を受けてから交付申請を行うまでの間に新たに法人を設立する場合や開業届を提出する場合も対象とします。
- Q グループでの経理はどのようにすれば良いですか？  
A グループ内で代表事業者を決定してください。西東京市からは当該代表事業者に対して補助金を交付しますので、その後の精算手続きは事業者間の取り決めにより行ってください。
- Q いくつかのグループに所属している場合、複数回補助金を受けることはできますか？  
A 同一の事業者が複数の事業者グループに参加することにより、補助金の重複交付などが想定されるため、1事業者あたり2グループまでとします。
- Q 補助金を使って購入した備品を事業終了後に処分しても良いですか？  
A 1品目10万円を超える備品は、原則として10年間処分しないでください。10年以内に処分する場合はあらかじめ市長の承認を得る必要があります。処分により利益を得たときは、当該備品に対し交付された補助金の一部返還を求める場合があります。